

指定介護予防支援事業所 鴻巣地域包括支援センターまむろ翔裕園運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、鴻巣市の委託を受けて社会福祉法人元気村が設置する鴻巣地域包括支援センターまむろ翔裕園（以下「事業所」という。）が行う指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員、管理運営等に関する事項を定めるものとする。

(事業の目的)

第2条 事業は、事業所の保健師等指定介護予防支援に関する知識を有する職員（以下「担当職員」という。）が、要支援状態にある高齢者等（以下「利用者」という。）に対し、適正な指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第3条 事業の実施に当たっては、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮して行う。

- 2 事業の実施に当たっては、利用者の心身の状況や、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、利用者の自立に向けて設定された目標を達成するために、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、当該目標を踏まえ、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。
- 3 指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定介護予防サービス及び介護予防・生活支援サービス事業が特定の種類又は特定の介護予防サービス事業者若しくは地域密着型介護予防サービス事業者若しくは介護予防・生活支援サービス事業者（以下「介護予防サービス事業者」という。）に不当に偏ることのないよう、公正中立に行う。
- 4 指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又は利用者の家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
- 5 事業の運営に当たっては、鴻巣市、他の地域包括支援センター、老人介護支援センター、指定居宅介護支援事業者、他の指定介護予防支援事業者、介護保険施設、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行う者等との連携に努める。

(事業所の名称等)

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名称 鴻巣地域包括支援センターまむろ翔裕園
- (2) 所在地 鴻巣市原馬室3335

(職員の職種、員数)

第5条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者1名（他の職と兼務する）

管理者は、事業所の担当職員その他の従業者の管理、指定介護予防支援の利用の申込に係る

調整、業務の実施状況の把握、指揮命令等を一元的に行う。

(2) 担当職員

- ア 保健師又は経験のある看護師 2以上
- イ 社会福祉士 1名以上
- ウ 主任介護支援専門員 1名以上

担当職員は、指定介護予防支援の提供に当たる。

(3) その他の職員 必要に応じて定めることができる。

2 管理者及び担当職員は、当該介護予防支援事業者である鴻巣地域包括支援センターの職務に従事することができるものとする。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、日曜日、国民の祝日及び国民の休日並びに12月29日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。

(指定介護予防支援等の提供方法等)

第7条 事業所による指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント(第1号介護予防支援事業)のうち、「介護予防ケアマネジメントA」の提供方法及び提供に際し配慮する事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) アセスメント

利用者の居宅を訪問して利用者及びその家族の要望を聞いたうえで、利用者の能力や家族の状況等を確認し、解決すべき課題を明らかにするものとする。

(2) 介護予防サービス計画原案作成

アセスメント結果等を基に、利用者に必要な支援を調整し、利用者側と合意した結果に基づき、介護予防サービス計画の原案を作成する。原案作成にあたっては、利用者に指定介護予防サービス事業所等の情報提供を行う。情報提供に際しては、特定の事業所のみを有利に扱うことなく、中立公平な立場で実施し、利用者及びその家族の選択を求めるものとする。

(3) サービス担当者会議開催

サービス担当者会議を開催し、介護予防サービス計画原案について、専門的な意見を聴取する。担当者会議の意見を踏まえ、必要があれば、介護予防サービス計画原案に修正を施すものとする。次に掲げる場合については、やむを得ない理由がある場合を除き、サービス担当者会議を開催する。

- ア 介護予防サービス計画を新規に作成する場合。
- イ 利用者が要支援認定を受けた場合。
- ウ 利用者が要支援状態区分の変更の認定を受けた場合。
- エ 利用者が介護予防・生活支援サービス事業の事業対象者となった場合

ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めるものとする。

(4) 介護予防サービス計画書交付

介護予防サービス提供書に位置づけたサービスの種類、内容及び利用料等について利用者及びその

家族に説明し、同意を得て、介護予防サービス計画書を交付する。

(5) 介護予防サービス提供に要する連絡調整

介護予防サービス事業所に対し、介護予防サービス計画に基づいた適切なサービスが提供されるよう連絡調整等を行うものとする。

(6) モニタリング

3ヶ月に1回以上は利用者宅を訪問して、計画の実施状況を把握するものとする。それ以外は電話や各介護予防サービス利用中に訪問し、実施状況を把握するものとする。

少なくとも1ヶ月に1回、モニタリングの結果を記録する。

(7) 評価

介護予防サービス計画で定めた期間の終了時に1回、計画の達成状況について評価を行い、評価結果及び今後の方針等について、利用者及びその家族に説明するものとする。

(8) 利用料その他の費用の額

事業所は、提供する指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）に関し、利用者及びその家族に利用料を請求しないものとする。その他一切の費用を徴求しない。

(9) その他

ア 事業所は、指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）の提供にあたっては、利用者と、別に定める指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）契約書により、契約を締結するものとする。

イ 事業所は、第1項に掲げる指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）の提供にあたり、必要があると認めるときは、業務の一部を、厚生労働省令で定める者に委託することができる。

ウ 担当職員は、利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難になったと認められる場合又は利用者が介護保険施設への入所等を希望する場合には、利用者の要介護認定に係わる申請について必要な支援を行い、介護保険施設の情報提供、その他の便宜の提供を行う。

エ 担当職員は、モニタリングの結果及び6条1項(5)に規定する介護予防サービス事業所等からサービスの実施状況や利用者の状態等に関する報告に基づき、給付管理票を作成し提出するなどの給付管理業務を行うとともに、関連機関との連絡調整を行う。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、鴻巣市D圏域【富士見町・原馬室・滝馬室・逆川・小松・松原・氷川町・人形】とする。

(秘密の保持)

第9条 事業所の担当職員その他の従業員（第6条第3項の規定に基づき事業所から業務委託を受けた者及びその従業者を含む。）は、正当な理由なく、業務上知り得た利用者及びその家族に関する個人情報並びに秘密を漏らしてはならない。

(研修)

第10条 事業所は、職員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後1年以内
- (2) 継続研修 年1回以上

(事故発生時の対応)

第11条 担当職員は、利用者に対する指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）の提供により事故が発生した場合には速やかに管理者に報告し、利用者の家族等、鴻巣市に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

第12条 事業所は、提供した指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）サービスに関する利用者及びその家族からの苦情に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者及びその家族に対する説明、記録の整備及びその他必要な措置を講じるものとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第13条 事業所は、虐待の発生及び再発を防止するため、次の掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く

(その他)

第14条 この規程に定めるほか、運営に必要な事項は、鴻巣市、社会福祉法人元気村及び事業所の職員の協議に基づいて定めるものとする。

附則

- この規程は、平成18年4月1日から施行する。
- この規程は、平成21年4月1日から施行する。
- この規程は、平成22年7月1日から施行する。
- この規程は、平成23年4月1日から施行する。
- この規程は、平成24年4月1日から施行する。
- この規程は、平成27年4月1日から施行する。
- この規程は、平成29年4月1日から施行する。
- この規程は、令和3年12月14日から施行する。
- この規程は、令和4年3月23日から施行する。
- この規程は、令和7年2月17日から施行する。
- この規程は、令和8年4月1日から施行する。